

令和7年度 第3回岩手地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和7年8月6日（水） 午前10時～午後0時45分

2 場 所

盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

3 出席者

（公益代表委員）植村委員、郷右近委員、近藤委員、斎藤委員、横山委員

（労働者代表委員）小菅委員、小林委員、佐々木委員、藤本委員、山田委員

（使用者代表委員）工藤委員、瀬川委員、藤田委員、松川委員、宗形委員

（事務局）白石労働局長、小川労働基準部長、高橋賃金室長、小田島賃金室長補佐
鈴木賃金室員

4 議 事

（1）関係行政機関からの概況説明について

最近の景況、物価動向及び家計調査等について

県内の雇用動向について

（2）令和7年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について

（3）主要指標について

（4）岩手県最低賃金と生活保護との比較について

（5）令和7年賃金改定状況調査結果について

（6）令和7年最低賃金に関する基礎調査結果について

（7）その他

5 議事内容

議事に入る前に、事務局から、本日の審議会は定足数を満たしており、有効に成立していることが報告された（最低賃金審議会令第5条2項「審議会の成立」）。

次に、斎藤会長から、議事録署名人に労働者代表委員から佐々木委員、使用者代表委員から藤田委員が指名された（岩手地方最低賃金審議会運営規程第7条1項「議事録署名人の指名」）。

（全ての議事を「公開審議」とした）

（1）関係行政機関からの概況説明について

○斎藤会長

それでは、議題（1）「関係行政機関からの概況説明について」事務局から説明をお願いします。

○事務局 賃金室長補佐

関係行政機関からの概況説明につきまして、第1回本審で「最近の景況、物価動向及び家計調査等について」、「県内の雇用動向等について」説明を依頼することが確認されております。

本日は、初めに岩手県ふるさと振興部調査統計課から「最近の景況、物価動向及び

家計調査等について」、次に岩手労働局職業安定部職業安定課から「県内の雇用動向について」説明いただきます。

最近の景況、物価動向及び家計調査等について

別冊主要統計資料C - 1 ア「岩手県の景況、物価動向、家計調査について」、C - 1 イ「岩手県の景況」、C - 1 ウ「盛岡市消費者物価指数（令和7年6月分）」により、岩手県ふるさと振興部調査統計課から説明された。

○齋藤会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質問等がありましたら御発言をお願いします。

○瀬川委員

消費者物価指数のデータは2023年からありますが、これとは別に企業物価指数が分かるデータはあるのでしょうか。

○齋藤会長

いかがでしょうか。

○岩手県ふるさと振興部調査統計課

参考資料といたしまして、日本銀行が公表している企業物価指数の2025年5月速報の資料が手元にございますので、こちらを御説明してよろしいですか。

○瀬川委員

今説明しなくてもいいので、後で追加で資料を出していただければと思います。

○齋藤会長

それでは、後ほど資料を御提供願います。

○佐々木委員

企業倒産件数に関して、倒産の理由などがわかる資料はあるのでしょうか。また、2000年くらいからの倒産件数のグラフなどの資料があれば、御提供いただければと思いますがいかがでしょうか。

○瀬川委員

今の倒産件数に関して、もし分かるのであれば倒産によって失業した失業者の数も併せてデータを頂ければと思います。

○齋藤会長

ただいまの質問について、いかがでしょうか。

○岩手県ふるさと振興部調査統計課

倒産件数につきましては、信用調査会社が公表されている資料を整理すれば倒産の理由についても記載してあったと思いますので、そちらを確認して、後ほど御提供させていただきます。倒産に伴って失業された方の数につきましては、岩手県で資料があるかどうかを含めて分かりかねる状態です。

○近藤委員

信用調査会社の資料は、件数などの情報は出していますけれども、それに伴う失業者数は出しませんので、リンクはできないという形になります。ただし、個別の倒産企業の内訳は出していますので、そこの従業員数の公表を確かしていたと思いま

すから、それを合算する形でおおよその推測は可能と思います。

○齋藤会長

ありがとうございます。それでは、分かる範囲で、企業倒産件数、理由、それから2000年以降のグラフなどの資料を後ほど御提供いただければと思いますし、失業者数については直接結びつくものはないということでよろしいですね。

○瀬川委員

失業者数については、労働局で資料準備できるのでしょうか。

○齋藤会長

失業者数について、データは事務局いかがでしょうか。

○事務局 賃金室長

そのような資料はないということでございます。

○近藤委員

信用調査会社の負債額と件数で差があるのは、事業者に大きな規模の差があるからで、1件1件足し込んでいくしかなく、膨大な作業になるかと思いますが、それでも推計にしかならないと思われます。

○齋藤会長

それでは、御了承をいただきたいと思います。企業倒産件数でありますとか、失業者数というよりも失業率の関係は後ほど説明があると思いますが、中央最低賃金審議会の資料などにも長期的なデータとか、あるいは失業率の推移とか出でてあるかと思いますので、御活用いただければと思います。

それでは、それ以外について何かありましたらお願ひします。

○事務局 労働基準部長

瀬川委員から御指摘のあった企業物価指数ですが、いただいた資料C1のウに国内企業物価指数の推移という資料がありますが、こちらの資料とは違いますか。

○岩手県ふるさと振興部調査統計課

こちらの資料になります。

○齋藤会長

ありがとうございました。確認が取れましたので、企業物価指数の関係の資料についてはこの資料を用いさせていただきたいと思います。

○近藤委員

資料6ページに生鮮食品を除く物価指数のコアとコアコアがありますが、これは全国指数ですよね。これの盛岡版または県内版はないのでしょうか。もしくは盛岡版ということでしょうか。

○岩手県ふるさと振興部調査統計課

盛岡市の消費者物価指数でございます。

○近藤委員

分かりました。それを踏まえると、恐らく米の値段の要因が圧倒的に大きいのかなという気はするのですが、いわゆる消費者物価指数全体とコアとコアコアを比較すれば物の値段が急激に上がっているのが要因だと。下がっていてもお米の値段が要因だ

と解釈していますが、その認識でよろしいでしょうか。

○齋藤会長

いかがでしょうか。分かる範囲で結構です。

○岩手県ふるさと振興部調査統計課

具体的な品目で御説明いたしますと、食料品は果樹類ですとか野菜、海藻類、お米も含めた穀類の値上がりが影響して、消費者物価指数の上昇に影響しております。

○近藤委員

なので、生鮮食品はそれはコアなので、コアコアから外れますよね。そうすると、消費者物価指数の寄与度としては穀類が大きいのではないかと判断できると思うのですが、そういう判断でよろしいのでしょうか。恐らく穀類の上昇がスーパーの売上げの上昇にも寄与していると判断できるかと思いますが、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○岩手県ふるさと振興部調査統計課

おっしゃるように、お米の価格の上昇が消費者物価上昇に影響しているものと考えております。

○近藤委員

ということですね。それが消費支出の金額にも影響されてきていると判断してもよろしい形ですか。

○岩手県ふるさと振興部調査統計課

消費支出、家計の実績につきましては、そういう影響も考えられるとは思いますが、調査世帯数が盛岡市の五十数世帯という状況でございますので、全てがそういう影響があったかどうかはっきりと申し上げられませんが、影響は全くなかったものではないとは思っております。

○近藤委員

大体分かってきました。ありがとうございました。

○齋藤会長

ありがとうございます。食料品については、食料、加工品も含めてかなり値上がり品目も増えているという事情もございます。米の影響も大きいものと思います。

それから、家計調査については毎年話題になりますが、調査世帯数が非常に少ないため振れが大きいので、数値にどれだけ有意性があるか、参考程度にしてくださいというお話が昨年度ございましたので、そういう趣旨で見ていく必要があると考えてございます。

それ以外に質問はございませんか。

それでは、大変お忙しいところどうもありがとうございました。

県内の雇用動向について

別冊主要統計資料C-2ア「一般職業紹介状況（令和7年6月分）」、C-2イ「新規学校卒業者の初任給データ」、C-2ウ「職業別新規求人・求職平均賃金情報」により、岩手労働局職業安定部職業安定課から説明された。

○齋藤会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質問等がありましたら御発言をお願いします。

(委員から「なし」の声)

ないようですので、大変ありがとうございました。

(2) 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について

○齋藤会長

それでは、次の議題に入ります。議題(2)「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について」です。事務局は説明をお願いします。

○事務局 賃金室長

目安伝達の前に、中央最低賃金審議会藤村会長からのメッセージを事務局が代読いたします。厚生労働省からはビデオメッセージで提供されておりますが、設備環境によりビデオメッセージを御覧いただくことができませんので、藤村会長のメッセージメモを室長補佐が代読いたします。

(メッセージの内容は以下のとおり。)

最低賃金の位置付け、考慮要素

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものである。

通常の賃金とは異なり、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものである。

引上げ額検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがあるが、基本的な考え方を改めて申し上げると次のとおりである。

- ・まず、最低賃金は法定の3要素である、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっている。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法定されている。

- ・その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会で目安を示すことになっている。

- ・また、近年は政府の閣議決定に配意した審議を諮問の際に求められている。近年の主な配意内容は、中長期の金額目標と、地域間格差是正である。

目安の位置付け

次に、目安について詳しく申し上げる。

令和5年全員協議会報告や、令和7年度目安小委員会報告に記載しているとおり、「目安は、地方最低賃金審議会の審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたい。

従って、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものである。

地方最低賃金審議会におかれては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参照し、公労使の三者でしっかりと地域のデ

ータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけてほしい。

令和7年度目安のポイント

目安の位置付けについて御理解いただいた上で、今年度の目安に関する公益委員見解のポイントを御説明する。

今年度の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で7回にわたって真摯に議論を重ねた。

3要素のうち何を重視するかは、年によって異なるが、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目した。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて。

まず「労働者の生計費」について、消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に議論を行ってきた。こういった中、今年度の物価について丁寧に議論をし、足下の物価上昇の要因として、生活必需品である食料やエネルギーの寄与が全体の7割を占めていることや、いわゆるエンゲル係数を勤労者世帯についてみると近年上昇傾向にあり、令和6年においては勤労者世帯で26.5%となっていること、さらに勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では27.5%と、更に高い水準になっていることなどを公労使で確認した。

しかしながら、食料やエネルギーは、昨年、指標としてみた消費者物価指数の「頻繁購入」にだけ含まれるものではなく、また、様々な生活必需品の価格が急激に上昇していることに鑑みれば、電気代や携帯電話代を含む「1か月に1回程度購入」や、そのどちらにも含まれない穀物を含む「食料」、生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」等の生活必需品との関連が深い消費者物価の指標を広く確認し、最低賃金近傍の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要があると判断した。

こういった中、今年度の議論では、消費者物価指数のどれか1つの指標に着目するのではなく、複数の指標を総合的にみようという議論になり、今年度は、「持家の帰属家賃を除く総合」に加えて、4つの指標を追加的にみることにした。具体的には「頻繁購入」「1か月に1回程度購入」「基礎的支出項目」「食料」の4つである。こういった指標をみながら、「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準、今年度は10月以降の平均が3.9%であったが、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む先ほどの4つの項目の消費者物価の上昇も勘案した。なお、4つの項目の平均の上昇率を順に申し上げると、4.2%、6.7%、5.0%、6.4%の高い水準になっている。

次に、「賃金」については、連合、経団連、日商、厚生労働省の30人未満企業を対象とした賃金改定状況調査といった様々な調査で、賃上げのベクトルが上向きであることが今年も確認された。賃金が上昇しているという流れにも着目する必要性について公労使の考えが一致した。

最後に、「通常の事業の賃金支払能力」については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行った。

支払能力については、決め手となる指標がなかなかないわけだが、例年どおり、賃金改定状況調査の第4表は支払能力を反映したものであるということも意識するとともに、そのほか売上高経常利益率等も確認した。その際、資本金規模が1000万円未満の企業が厳しい等のデータや、価格転嫁にはまだまだ改善の余地があることは意識したが、全体として支払能力は改善傾向であった。

さて、今年度示した目安について。これまでの説明と重複はあるが、3要素のデータを総合的に勘案して目安を示すにあたっては、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目した。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意した。具体的には、全国加重平均としては、本年度は6.0%、63円を基準としてランク別の目安額を検討することとした。

次に、ランクごとの目安額について。近年、配意を求められている政府の閣議決定では、「地域間格差の是正」が盛り込まれており、中央最低賃金審議会としても、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことは意識してきた。

そういった中、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の上昇率が、Aランクで3.8%、Bランクで3.9%、Cランクで4.1%となっており、Cランクの上昇率が最も高くなっていることや、賃金改定状況調査結果第4表における賃金上昇率がCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっていること、などの指標を考慮すると、今年度は、下位ランクの目安額が、上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当と考えた。

具体的にはAランクが63円・5.6%、Bランクが63円・6.3%、Cランクが64円・6.7%である。Cランクの引上げ額、引上げ率が最も高くなっていることは、中央最低賃金審議会として、地域間格差是正の配意、物価や賃金等の指標をみて、お示ししたものである。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめている。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれているので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたい。なお、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮していただくため、厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータの有無を明らかにする等の要請も小委員会の議論の中であった。これについては、早速労働局には伝達されていると承知しているので、適宜参考にされたい。

発効日について

発効日については、10月1日の早い段階で発効させるべきという意見もあれば、近年の最低賃金の大幅な引上げが続く中、必要となる賃金原資が増大していることへの対応が必要等の声も上がっている。

こうした状況に留意するとともに、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、

引上げ額とともに、発効日についても十分に議論を行うよう、中央最低賃金審議会の公益委員として要望する。

さいごに

以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を重ねてきたところである。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待している。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果について注目している。

○事務局 賃金室長

資料 1 「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」を御覧ください。

（資料 1により説明）

○齋藤会長

それでは、ただいま事務局より目安が伝達されましたが、御意見等がありましたら御発言をお願いいたします。

○瀬川委員

2つほどお伺いします。

まず1つは、ランク別の額は、A、Bが63円、Cが64円ということで、理由については様々書いてありましたが、なぜ過疎が進んで経済が疲弊している地域が64円で、A、Bが63円か、よく理解できません。特に通常の支払能力をどう評価するかについてエビデンスデータに基づくのでしょうか、A、B、C、各ランクごとに過疎地域の企業の支払能力のデータというのは、どういうものを使って検討したのか教えていただきたいと思います。

それから2点目、これは目安云々よりも各種報道であるとかいろいろなところからの情報ですが、中央最低賃金審議会の中で、政治介入の圧力、これは公労使共通の認識だったという報道があるのですが、これについてどういうことなのかお伺いしたいと思います。

また、この政治介入に関してそれぞれ労働者側、公益側でどう御認識されているのかも併せてお伺いしたいと思います。

○齋藤会長

瀬川委員からの質問の1つ目は、ランクごとの引上げ額がA、Bが63円、Cが64円と差がついたわけですが、なぜCが64円か、過疎地域の企業の支払能力等はどのようなものを使ったのかということですが、事務局お願いします。

○事務局 労働基準部長

先ほど室長補佐が読み上げた中央最低賃金審議会会長メッセージにも、「頻繁購入」、「1か月に1回程度購入」、「基礎的支出項目」、「食料」、これらの上昇率等を加味して決めたとありますが、詳細は厚生労働省に確認して共有させていただきたいと思います。

○齋藤会長

まず1点目について、事務局から回答いただきましたが、よろしいでしょうか。

○瀬川委員

消費者物価指数の上昇率云々という会長メッセージは読ませていただきました。私が言いたいのは、消費者物価指数をA、B、Cランクの金額の根拠に通常の支払能力の部分は加味されていなかったのか、いわゆるAランク、Bランク、Cランクごとの中小企業の支払能力に係る様々なデータはどう検証されたのか聞きたいという趣旨です。厚生労働省に聞いていただいて、後日の回答でも構いません。

○齋藤会長

消費者物価上昇率に差があったことは分かったけれども、地域の支払能力はどのようなデータ等を踏まえたのか確認していただきたいということでしたが、後ほど御確認いただけますでしょうか。

○事務局 労働基準部長

確認して適宜共有させていただきます。

○齋藤会長

それでは、2点目の政治的な介入の圧を感じたというような報道がされていることについて、どのように考えているかということでございましたが、事務局いかがでしょうか。

○事務局 労働基準部長

政治介入など、記事やニュース等で報道されていることは承知していますが、事実も含めてこちらも厚生労働省に確認して回答させていただきたいと思いますので、この場では回答を差し控えさせていただきます。

○齋藤会長

事務局から回答がございましたがよろしいでしょうか。

○瀬川委員

そういう報道を受けて、公益側、労働者側はどう受け止めていますかという質問をしたのですけれども。

○齋藤会長

それについての受け止めを公益側、労働者側からもお聞きしたいということですが、公益側は私が会長でございますので私からお話しますと、今事務局から話しがあったとおり、中央最低賃金審議会での政治的圧力については、全く知る由もございませんので、事務局が調べて分かる範囲内でという話しがありましたので、確認の後でお聞きしたいと思っております。

それでは、労働者側から何かありましたらお願いいいたします。

○佐々木委員

労働者側の受け止めですが、あくまで新聞報道等での話しであって、本部との会議の中でも、中央最低賃金審議会の委員から政治介入などの話しありませんので、私どもはそういう認識はないという御理解をいただきたいと思います。

○齋藤会長

ありがとうございました。それぞれの回答でございます。事務局で後ほど分かる範

国内外で回答することでいかがでしょうか。

○瀬川委員

赤澤大臣が記者会見で発言されていましたが、5回目、6回目あたりの小委員会でも中小企業を支援する団体の中央のトップが、赤澤大臣から様々話をされたこともありますから、政府の介入が今回激しいという印象を受けています。そういう中で、会長のメッセージや中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告は、3要素を基に審議したと言っていることはそれはそれで評価していいかと思いますが、第1回岩手地方最低賃金審議会で私が会長選任前に質問したとおり、地方であっても審議会に対して様々な圧力や介入があったときに、それを拒否して法に沿った審議や議論ができるのか。今回の中央最低賃金審議会の在り方については、もう一度検証する必要があるのではないか、場合によっては政治介入に対してどう受け止めて、それに対してやり過ぎだという認識があれば、そこは断固申入れなりをするべきではないかと個人的には考えております。いずれ中央最低賃金審議会の資料を読み解く時間がないので、持ち帰って考えさせていただきたいと思います。

○斎藤会長

それでは、工藤委員どうぞ

○工藤委員

瀬川委員と大体重複するので恐縮ですが、この中央最低賃金審議会の目安報告のCランク64円の引上げ、加重平均6.7%、この考え方、根拠、積算についてお分かりであればお答えいただきたいと思います。一通り拝見しましたところ、特に労働者の生計費とか、平均3.9%ですとか、それから賃金についても3%台の引上げ、それから賃金支払能力についても、情報不足という感もありますし、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在し、二極分離の状態にあると思います。最低賃金は全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることを考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があるので、どういう考え方で引上げ額が決まったのか知る必要があると考えております。

また、中小企業・小規模事業者が賃上げできる環境整備の必要性ということで、生産性向上の支援について政府の一層の支援強化を求めることがあります。それから、目安よりも高い金額を示した場合には特別な支援をするという内容から考えると、中央最低賃金審議会では、政府の支援が後からあることを前提にした金額にしたのだろうかと思いも持ったりしますので、あくまでも現状、実情を踏まえた63円なり64円あるいは6%という考えなのか、あるいは支援策を期待しての金額、パーセントなのか確認させていただきたいと思います。

いずれそういう支援策利用に求められる設備投資の計画の策定等に当たって、経営的、時間的余裕のない中小企業・小規模事業者が増加している意見もあることから、発効日について各地方最低賃金審議会で十分議論を行うよう要望するといったことからすると、国の支援策の内容や設備投資の時間も考えての発効日ということも含めて議論をお願いしたいという趣旨なのか、このことが最低賃金制度の趣旨に合っているのか疑問ですので、御確認をお願いしたいと思いますし、今時点でお分かりであれば

御回答をお願いします。

○齋藤会長

事務局で分かる範囲でただいまの質問に対しお答えがあればお願いします。

○事務局 労働基準部長

目安額の根拠については、厚生労働省から確認し共有させていただきます。御指摘がございました支援策がある前提で目安額を決めたのかどうか、その点も厚生労働省に確認して共有させていただきたいと思います。

一方で、内閣官房の「新しい資本主義事務局」でどういう交付金にするか検討中とは聞いていますが、それ以上の情報は現状ございませんので、こちらも確認でき次第適宜共有させていただきます。

○工藤委員

分かりました。ぜひ理解できるように確認をお願いします。

○齋藤会長

8月4日に答申があったばかりでございます。様々な図表も載っておりますので、それらを踏まえた報告になっているということでございますので、これらも御覧いただければと思います。それ以外にございますか。なければ次の議題に入ります。

(3) 主要指標について

(4) 岩手県最低賃金と生活保護との比較について

○齋藤会長

それでは、「主要指標について」と「岩手県最低賃金と生活保護との比較について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 賃金室長

議題(3)「主要指標について」及び(4)「岩手県最低賃金と生活保護の比較について」説明させていただきます。別冊主要統計資料を御覧ください。

主要指標につきましては、昨年度同様「別冊主要統計資料」として取りまとめて配付させていただいております。

主要統計資料目次を御覧ください。別冊統計資料の構成はA、B、Cに区分されており、Aは基本的に行政機関などが公表した既存の資料を岩手労働局が収集したもの及び岩手労働局が作成した資料で構成しております。

A 1は、岩手県の経済指標で最低賃金法第9条第2項の「通常の事業の賃金支払能力」に関連するものとして、経済状況等の資料で構成されております。

A 2は、岩手県の賃金水準として、最低賃金法第9条2項の「賃金」、A 3は岩手県の生計費として、最低賃金法第9条2項の「労働者の生計費」で、最低賃金法第9条2項の3要素の判断材料を収集しております。

A 4からA 10までは、岩手労働局が作成した各種資料となっています。A 特別調査は、財務省及び東北財務局が特別調査を取りまとめた資料です。特別調査の内容は企業における賃上げ等の動向となっており、特に東北財務局の資料には、賃上げに取り組んだ企業の事例もありますから、御参考いただければと思います。

Bの項目は、中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会で配付された資料です。

Cの項目は、先ほど岩手県と職業安定課から御説明いただいた資料です。

また、今後発表されます最新資料は追加配付したいと考えております。岩手県から景況などの御説明では、7月3日公表の資料で説明いただきましたが、8月1日に最新版が公表されておりますので、こちらに編綴させていただいております。

A 2の賃金水準ですが、「ア」、「イ」、「ウ」に毎月勤労統計調査の年平均資料を添付しておりますが、「コ」には最近公表された令和7年1月分の月別結果を添付しております。こちらも御参考いただければと思います。

一方で、審議会運営上の了解事項として、効率化の観点から資料をスリム化する試みを継続するとございます。審議を進めるに当たり、必要な資料などがあれば、事務局にお申し付けいただくのは当然のことですが、資料のスリム化集約化の試みは、審議運営の効率化、業務の軽減にもつながるものと考えております。別冊統計資料に限った話ではございませんが、事務局としましては、こちらにも取り組んでまいりたいと考えておりますので、可能な範囲で御配意をお願いしたいと思います。

主要統計資料につきましては以上となります。

続きまして、「岩手県最低賃金と生活保護の比較について」です。別冊統計資料A 4を御覧ください。令和5年度の岩手県最低賃金と生活保護の比較となります。検証しましたところ、改正後の岩手県最低賃金に対し、生活保護との差額を時間額で換算しますと、時間額で209円岩手県最低賃金が高い状況になっています。

資料の裏面を御覧ください。これまでの経過が一覧となっております。こちらの最下段を見ていただきますと、令和5年度岩手県最低賃金893円と生活保護の時間当たり換算額684円、乖離額209円となっています。説明は以上です。

○斎藤会長

ただいまの事務局の説明について質問等があれば御発言をお願いします。まず、主要指標についてはいかがでしょうか。

○瀬川委員

昨年追加資料をつけてもらったのですが、県商工労働観光部経営支援課が四半期に1回調査している物価上昇の影響調査があります。これは県のホームページでも公表されていますが、県内の価格転嫁がどれくらい進んでいるのか分かる調査データとしていいかなと思っていまして、それを追加いただければと思います。

それから、すぐは無理かもしれません、昨年か一昨年の審議会でデジタル化という話があったのですが、その後検討は進んでいるのでしょうか。

○斎藤会長

まず1点目は、物価上昇影響調査、確か昨年話があつて追加いただいた経緯があつたと思います。これを主要指標に加えてほしいということですがいかがでしょうか。

○事務局 賃金室長

資料を確認させていただき、専門部会で提出したいと思います。

○斎藤会長

2点目のデジタル化についてはいかがでしょうか。

○事務局 賃金室長

デジタル化は厚生労働省のシステム上の問題がございまして、これが進んでいない状況です。御要望いただいていることは承知しておりますので、厚生労働省のシステム化に合わせ進めたいと考えております。

○齋藤会長

物価上昇影響調査については、専門部会審議に間に合うようにお願ひしたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

○松川委員

私からも資料の追加ができるか確認ですが、ここ数年の急激な最低賃金の上昇によって、平均賃金の推移を確認させてもらいたいのですが、いろいろと調べていきますと大手シンクタンクですか、内閣府が出している地域課題分析レポートの中に、カイツ指標による最低賃金の平均賃金時給に対する金額がどうなっているか検討する上で非常に大事だということが出ていまして、パート及び正規雇用の平均時給に対する最低賃金の比、カイツ指標の何年かの推移というものは確認できますでしょうか。

○齋藤会長

事務局お願ひします。

○事務局 賃金室長

資料の所在など確認させていただき、提出可能かどうかも含め検討させていただきたいと思います。

○松川委員

内閣府の資料には都道府県別のは出ているのだけれども、ちょっとよく分からぬところもあったので、よろしくお願ひします。

○事務局 賃金室長

はい、分かりました。

○齋藤会長

可能な範囲で調べていただき、可能であれば提出していただきたいということでございます。よろしいですね。

○齋藤会長

それ以外にござりますか。

○宗形委員

前回の審議会の中で、企業の賃金支払能力で何をエビデンスとするのか議論があつたかと思います。その中で、小規模事業者の賃金支払能力が相対的に低いというコメントが記載されておりまして、また中小企業・小規模事業者にも最低賃金、賃上げの流れを広げていくような方針が示されたところですが、その中で中小企業・小規模事業者の賃金支払能力のエビデンスとして、例えば県内の税務署の申告、所得状況等々のデータが取れないのか。実は我々の会員の中で申告、決算状況の報告が税務署から上がっておりまして、そういう資料を活用できないか、可能であればそういう税務申告データを提供していただいたらどうかという提案でございます。

○齋藤会長

中小企業・小規模事業者の賃金支払能力に関するデータとして、税務申告の決算状況等データを提供いただいたらどうかということでしたが、事務局いかがでしょうか。

○事務局 賃金室長

税務申告データということでよろしかったですか。

○宗形委員

そうですね、正確に言いますと法人等青色申告の決算申告データを我々の会議の中で税務署側から提供されることがありますので、そういうデータを活用できないかというところです。

○事務局 賃金室長

データ、資料の入手の可否も含めまして確認させていただきたいと思いますが、専門部会開催中に間に合うかどうかというところもございますので、可能な範囲で確認して提供させていただければと思います。

○齋藤会長

宗形委員からも詳しく後で聞いていただいて、データ収集可能なのか、使用可能なのかも含めて確認いただき、対応をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○事務局 労働基準部長

先ほど賃金支払能力のデータの関係で工藤委員から御指摘があつて、事務局から賃金支払能力に関するデータはないというような説明をさせていただきましたが、念のためですが、賃金支払能力という客観的データはないのですが、今配付させていただいている主要指標のA-1に附隨するデータに基づいて総合的に御判断、御審議いただくことになっていますので、あくまで賃金支払能力という具体的に金額が示された公表データはないという趣旨ですので、違ったニュアンスで伝わっているのではないかという話が事務局側でありましたので、念のため補足させていただきます。

○近藤委員

労働基準部長のお話と宗形委員の納税額について、要は賃金の支払能力をどこで判断するかということだと思います。いわゆる事業のプロセスの中で賃金支払能力を見るのか、事業の収益で支払能力を見るのかというところになるかと思いまして、Aのほとんどの資料は事業のプロセスの段階ですね。なので、簿記会計上でいうと製造原価とかに関わるところであつて、支払能力というところはあまり情報がないという御指摘と解釈したのですが、宗形委員そのような解釈でよろしいですか。

○宗形委員

はい。

○近藤委員

ありがとうございました。

○齋藤会長

支払能力を全て網羅した資料はなかなかできないかと思いますので、様々なデータを基に判断して、その一つとして宗形委員から話があったものも役に立つのではないかということですから、可能であれば御用意いただければと思います。

その他にございますか。なければ、次に岩手県最低賃金と生活保護との比較につい

て質問等はございますでしょうか。これはよろしいですね。次の議題に入ります。

(5) 令和 7 年賃金改定状況調査結果について

(6) 令和 7 年最低賃金に関する基礎調査結果について

○齋藤会長

それでは、次に「令和 7 年賃金改定状況調査結果について」と「令和 7 年最低賃金に関する基礎調査結果について」事務局から説明をお願いします。

○事務局 賃金室長補佐

「令和 7 年賃金改定状況調査について」及び「令和 7 年最低賃金に関する基礎調査結果について」御説明します。

賃金改定状況調査結果について「別冊主要統計資料 B 6 ア」を御覧ください。こちらは中央最低賃金審議会目安審議に係る資料で、昨年の 6 月分の賃金と今年の 6 月分の賃金を調査したものです。常用労働者が 30 人未満の企業に属し、1 年以上継続して事業を営んでいる事業所を対象としております。

3 ページの「第 1 表賃金改定実施状況別事業所割合」を御覧ください。左側にランクが記載されておりますが、岩手県は C ランクとなります。産業計の C ランクを見ていただくと、1 6 月に賃金引上げを実施した事業所の割合が 47.5%、1 6 月に賃金引下げを実施した事業所が 0.8% となっております。また、1 6 月に賃金改定を実施しない事業所の中で、7 月以降も賃金改定を実施しない事業所及び 7 月以降に賃金改定を実施する予定の事業所ともに 25.8% となっており、業種別の数字も掲載されております。

続きまして、4 ページの第 2 表は事業所の平均賃金改定率となっております。5 ページの第 3 表は事業所の賃金引上げ率の特性値となっております。

6 ページの第 4 表の は賃金上昇率の男女別になります。産業計で 1 時間当たりの賃金額は、男女計の C ランクでは令和 6 年 6 月が 1,300 円、令和 7 年 6 月が 1,339 円で、賃金上昇率は 3 % で、昨年の 2.7 % と比べて 0.3 ポイント高くなっています。全てのランク計の賃金上昇率は 2.5 % で、昨年の 2.3 % を上回っております。

7 ページの第 4 表の は、賃金上昇率の一般労働者とパートの別になります。

8 ページの第 4 表の は、令和 6 年 6 月と令和 7 年 6 月の両方に在籍している労働者を対象とした集計となっております。産業計の C ランクの賃金上昇率は 3.6 % で、令和 6 年より 0.5 ポイント高い結果となっております。

賃金改定状況調査の説明は以上になります。

続いて、基礎調査結果について御説明いたします。A 5 「令和 7 年最低賃金に関する基礎調査結果」を御覧ください。調査の概要につきましては、1 ページに記載しております。調査結果につきましては、産業別、事業所規模別の標本労働者数を、母集団労働者数に復元することにより推計したものとなっています。

2 ページ目は「地区割表」で、県北、県央、県南及び沿岸の 4 地域に分けています。

3 ページからの「総括表」が調査結果となります。「岩手県の最低賃金」は「県最賃」と表示しています。「総括表」が県最賃の調査対象全部の統計となっています。

この表で御説明しますと、本年の基礎調査の結果、最低賃金952円未満の率は、緑色にマークした1つ上の951円の行となり、合計欄で2%となっております。この未満率については、昨年は1.1%、一昨年は3.1%となっております。

次に、影響率ですが、最低賃金が1,000円になったとした場合、1,000円未満の率は999円の行になりますので、23.1%の影響率となり、その右側を見ていくと、事業所の規模別、地域別の影響率を確認することができます。なお、1,000円以降は10円単位で区分されておりますが、おおよその影響率について確認できるかと思います。

5ページは、県最賃対象の製造業の総括表、7ページが卸売・小売業、9ページがサービス業の総括表となっております。

11ページは「年別基礎調査特性値と最低賃金額の推移」を示しています。

12ページは業種別、年別基礎調査特性値を製造業、卸売業、サービス業の業種分類ごとに載せてあります。

13ページが賃金分布の特性値になっております。

説明は以上でございます。

○齋藤会長

ただいまの事務局の説明について質問等ありましたら御発言をお願いいたします。
特になければ、次に進ませていただきます。

(7) その他

○齋藤会長

それでは、議題(7)「その他」に入ります。事務局で何か用意している議題はありますか。

○事務局 賃金室長

6点ございます。

1点目ですが、資料2を御覧ください。岩手県最低賃金専門部会の委員の任命につきましては、7月15日の第2回岩手地方最低賃金審議会で岩手県最低賃金の改正諮問を行った後、専門部会委員の推薦公示を行い、7月29日に推薦の締切りを行いました。労働者側から4名、使用者側から3名の推薦があり、局内で選考させていただき、7月31日付で任命し、通知させていただいております。任命させていただいた専門部会委員につきまして、この名簿をもって御報告させていただきます。

2点目ですが、資料3を御覧ください。専門部会委員のスケジュールを確認しました結果、一部日程の変更が必要となりました。変更案は朱書きした部分です。8月18日に予定しておりました第3回専門部会は8月20日13時30分、8月19日に予定しておりました第4回専門部会は8月21日13時30分にそれぞれ変更しております。また、専門部会の日程変更に伴いまして、8月20日に予定しておりました第4回岩手地方最低賃金審議会以降の日程も変更が必要となります。第4回岩手地方最低賃金審議会は、多くの委員の出席が可能な8月28日10時を提案させていただきます。なお、中央最低賃金審議会の審議状況を踏まえまして、万が一、専門部会の日程変更等が必要となつた場合、8月27日午前を予備日としております。8月28日の第4回岩手地方最低賃金

審議会で答申を行った場合は、異議申出期間を経まして、9月16日10時に第5回岩手地方最低賃金審議会を開催いたします。

地域別最低賃金の発効日ですが、9月16に異議審を開催した場合の発効日の最短日は、10月26日となる見込みです。また、8月25日に予定していました第1回特別小委員会は、9月2日13時30分に変更しております。

産業別合同部会以降の日程につきましても変更が必要となります。具体的には各委員のスケジュールを確認させていただき、次回審議会で日程案をお示ししたいと思いますが、産業別合同部会は10月中旬を見込んでおります。

3点目ですが、岩手県最低賃金改正決定の答申予定に係るプレスリリースについてです。ただいま御説明しました審議日程変更案では、8月28日に予定する第4回岩手地方最低賃金審議会で、岩手県最低賃金改正決定の答申を予定しておりますので、予定であることを付記した上でプレスリリースさせていただきますので、御承知おき願います。

3点目まで以上でございます。

○斎藤会長

ただいま事務局から3点続けて説明がありましたが、御質問がありましたらお伺いします。1点目の専門部会委員の任命につきましては報告でありますから、2点目の審議日程について何かございましたらお願ひします。

○瀬川委員

事前に御連絡をいただいていたので、ある程度日程調整はさせてもらっているのですが、中央最低賃金審議会の小委員会の経過を見ても、通常4回か5回やっていたものが今年は7回までいったということで、特に今回の専門部会で発効日まで議論することになると、中身が例年よりも多いのではないかと思います。特に発効日の問題に関しては、国の経済対策、それから60兆円の予算云々という話を含めて中小企業がこれからどうやって生産性を上げられるかとか、国の支援がどういうものかが何も出てきていない状態の中で審議することになりますと、大変時間がかかるのではないかと思いますが、この日程も変更があり得ると思った方がいいのでしょうか。

○斎藤会長

中央最低賃金審議会の状況を踏まえると議論する内容も増えると思われ、日程の変更、さらに延長もあり得るかというお話だと思いますが、今の時点でなかなか判断しづらいかと思いますが、事務局お願ひしたいと思います。

○事務局 賃金室長

はっきりしたお答えがしにくいのですが、第4回専門部会まではこの日程で進めさせていただきたいと思います。万が一、4回で決まらないときは8月27日を予備日としております。なるべく日程どおりに審議が進みますよう御協力とご相談をさせていただきながら対応したいと思います。

○斎藤会長

当県の地方最低賃金専門部会は、これまで3回を原則として、4回目を予備日としておりまして、4回目ということもあったわけですが、瀬川委員からお話がありまし

た中央最低賃金審議会の動きもございますので、それを踏まえ予備日を設定してありますので、この範囲内で結審に持っていく十分な審議はもちろん、丁寧に行うことは大切ですが、この日程で進めていければと考えております。よろしいでしょうか。

○齋藤会長

それでは、審議日程の計画については以上のとおりいたします。

3点目はプレスリリースについてですので、これでよろしいですね。それでは、事務局は説明を続けてください。

○事務局 賃金室長

4点目でございます。前回の審議会における使用者代表委員からの御質問につきまして御回答いたします。

御質問の内容は、閣議決定における12業種の労働生産性向上の目標値の根拠についてと、通常の事業の賃金支払能力に関する資料の2点でございました。

まず、閣議決定における12業種の労働生産性向上の目標値の根拠についてですが、厚生労働省賃金課に確認しましたところ、目標値の設定は各業種所管省庁で設定するため、特に把握していないとの回答でした。ただ、数値目標は人手不足解消のため、労働生産性向上について、各業種所管省庁が設定した数値ということでした。

次に、通常の事業の賃金支払能力に関する資料に関し、信用調査会社等のデータを事務局予算で取得いただきたいとの御意見でございました。信用調査会社が提供する資料取得費用につきましては、現在お示ししている法人企業統計などの資料を基に御審議いただくことを想定しているので、厚生労働省では予算化する予定はないとの回答でございました。

また、公益代表委員から御意見のありました県レベルの労働分配率の状況等が分かる資料につきましては、御意見をいただきました公益代表委員と御相談させていただき、本日机上配付資料としてお配りしておりますので、参考いただければと存じます。なお、本資料は公表データに基づき作成しておりますので、2022年までのデータでしか作成できなかったところですので、念のため申し添えます。

○齋藤会長

それでは、事務局の説明に対して御発言をお願いしたいと思いますが、ただいまの説明は3点ございました。1点目が閣議決定における12業種の労働生産性向上の目標値の根拠について、2点目が信用調査会社のデータの提供について、3点目は県レベルの労働分配率の資料でございます。

それでは、1点目の12業種の労働生産性の関係について何かございましたら御発言をお願いいたします。

○瀬川委員

この件に関して私が質問したことですが、まず、各省庁に聞けということで厚生労働省は関知しないということですね。まあ、いいでしょう。あとは、予算化もしないということで、審議会そのものが形骸化していくという感想を持ちました。

○齋藤会長

12業種の関係については、労働人口が減っていく中で、なかなか人が集まらない業種

についてどの程度の需要があるのか、それに対してどれだけの人が集まつてくるのか踏まえてそれぞれの業種の目標をつくったのだと思います。これらは今後さまざま検討される中で明らかにされていくものと思われますが、何か分かった時点で情報提供いただくことで事務局よろしいでしょうか。そのようなことで御理解いただきたいと思います。

信用調査会社の資料については、これまで御説明しておりますが、公表されているデータ、主要指標にある資料を基本として、委員から要望があった場合はできる限り事務局で提供いただく、あるいは労使で調べたものを提供していただくこともあるかと思います。予算のかかるものについては、なかなか難しいところもあることは御了承いただきたいと思います。

それでは、3点目の労働分配率の資料の関係で何か質問等ございませんか。

○工藤委員

前回私から賃金支払能力に関するデータはないかという質問に対し、このような資料を提供いただきありがとうございました。この賃金支払能力については、先ほどの中央最低賃金審議会会長メッセージの4ページに「支払能力については、決め手となる指標がなかなかないわけだが」と書かれてある中で、このようなお答えをいただき本当にありがとうございます。

そこで、まずこの4ページの決め手となる指標がなかなかないという中央最低賃金審議会会長自らがメッセージを出されるということは、法定3要素について、データに基づいて納得のある議論をすることとの関係で問題はないのか、これについて中央最低賃金審議会で決め手となる指標を検討いただく必要はないのか、その辺のお考えを中央最低賃金審議会か厚生労働省に御確認をお願いしたいと思います。

それから、机上配付資料を拝見したところ、全国ではこの率が最近低くなっている傾向にある、岩手県はむしろ上がっている。2023年はこれからだと思いますが、いずれこの労働分配率が高いということは、企業所得の中で多くを賃金に支払っているということでしょうから、岩手県は全国に比べて少なくとも2022年では厳しい状況にあることがこのデータからうかがえると認識しております。

そして、中央最低賃金審議会の公益委員見解あるいは会長メッセージでも、岩手でもそうですが、全国で小規模企業の賃金支払能力が相対的に低い可能性があり、引上げ率の推進には一定の限界があり、小規模事業者が本当に支払能力があるのかが課題になろうかと思います。全ての企業に適用になる最低賃金が払えない、倒産が増えることにつながりかねないことを懸念しており、県内でも小規模事業者分の労働分配率が分かるとさらにその支払能力がわかると思いますので、重ねてのお願いで恐縮ですが、もしそのような資料をお出しいただけると検討に資すると思いますので、よろしくお願いします。

○斎藤会長

ただいまの質問あるいは要望2つあったと思いますが、1つは賃金支払能力のデータを直接表す資料ないといいますか難しいということですが、制度上問題はないのか、あるいはさらに検討するつもりはないかということでございました。

それでは、まずこの点について事務局お願ひします。

○事務局 労働基準部長

1点目に関して、賃金支払能力に関するデータの評価についての御意見は、そのまま厚生労働省賃金課に共有させていただきたいと思います。

先ほども御説明させていただきましたが、賃金の支払能力に関しては従前から主要統計資料のA-1の各種データを踏まえて総合的に判断いただいておりますので、経済指標であるとか、各種データで総合的に御審議いただきたいと考えております。

2点目の労働分配率の低下に関して、企業規模別のデータがあればということかと理解しましたが、今回この資料データを出す上で公益代表委員の近藤委員とも事前に相談させていただき、企業規模別データが作成できないか検討したところですが、審議会審議の資料として適切なデータではないという御指摘を踏まえ、今回は資料の対象から外しているという経緯でございます。

○工藤委員

ありがとうございます。まず、厚生労働省には私が先ほどお話ししたことをお伝えいただきたいと思います。総合的に判断しているという回答だけであれば、なるほどということもあったかもかもしれません、会長自ら決め手となる指標がなかなかないと述べられていることで、制度上本当にいいのかという感じがしますので、しっかりとお伝えいただいて検討なりされる必要があるのではないかと思います。

それから、このデータはないということであれば仕方ない感じもありますが、データはあるけれども、あまり望ましくない結論になりそうだみたいなことであれば、個別にでも事情をお聞かせいただければと思います。

○齋藤会長

それでは、近藤委員からお話しがあるということですので、お願ひします。

○近藤委員

工藤委員の御質問にもお答えできると思いますので、事務局の説明を補足します。

労働分配率は、企業規模が大きくなればなるほど下がるのが通常の傾向ですが、厚生労働省の調査は企業規模別は都道府県単位でやっていない中で、都道府県別で取れる統計を基に何とか作成したのが今回の資料になっています。先ほど資料として適切なデータではないと説明されたのは、要は企業規模別に本来であれば労働分配率が高くならないといけないのにそうはならなかった。つまり、そうなると労働分配率の基本的な性格上、統計的な有意性がないと判断できるということになるので、審議資料として不適切ではないかという意見を申し上げたということです。

○事務局 労働基準部長

私からもさらに補足させていただきますと、経済センサスから企業規模別データが取れないか確認したのですが、経済センサスの最新版が2021年とそもそも古いことと、近藤委員が御説明されたように、一般的には企業規模が小さいほど労働分配率が高いのですが、ある年は企業規模が小さい方が労働分配率が高かったり、それが逆転したりと、データとして客観的説明がしにくい資料となることから、今回は対象外にさせていただいたということでございます。

○齋藤会長

もともと公表されていない資料を作成したということですので、県レベルの調査対象数が少ないでありますとか、公表に至らない様々事情があるということだと思いますが、そこについて事務局で作成していただいたものですから、その辺を踏まえていただければと思います。

○工藤委員

了解しました。いずれにしましても国でもなかなかないと言っているデータについて、このように作成いただきありがとうございます。そして、このデータによると2022年までの状況で岩手県は全国よりも支払能力が厳しい状況にあることがうかがえることと、そうした中でも小規模事業者の支払能力には課題というか限界があるということがうかがえるかということを重ねて申し上げさせていただきます。

○齋藤会長

それぞれの捉え方あろうかと思いますので、明日からの専門部会でいろいろな御意見をお話ししていただきたいと思っております。

それでは、ただいままで3つについてはこれでよろしいでしょうか。よろしければ、次に進ませていただきますので、事務局は続けてください。

○事務局 賃金室長補佐

5点目としまして、第2回岩手地方最低賃金審議会以降に最低賃金に関する署名、意見書が提出されておりますので御報告いたします。なお、予定時間が過ぎておりますので、内容の読み上げは省略させていただきます。

資料4を御覧ください。令和7年7月16日、日本労働組合総連合会岩手県連合会から岩手労働局長及び岩手地方最低賃金審議会会长宛てに2025年度岩手地方最低賃金の改定に関する職場決議についてが1,292筆提出されております。

続きまして、資料5を御覧ください。令和7年7月22日に一般社団法人岩手県タクシー協会会长からの意見書の提出を受けております。

続いて、資料6から8を御覧ください。令和7年7月29日に岩手生協労働組合執行委員長、岩手県労働組合連合会議長、岩手県地域労働組合執行委員長から意見書の提出を受けております。

続いて、資料9を御覧ください。令和7年7月28日に岩手私学教職員組合連合委員長ほか31労働組合代表から意見書の提出を受けております。

続いて、資料10を御覧ください。令和7年7月29日に岩手県地域労働組合青年委員会10名の組合員からの意見書の提出を受けております。

最後に、資料11を御覧ください。令和7年8月1日に岩手県労働組合連合会から2,028筆の請願署名の提出を受けております。

続いて、6点目です。6月10日に行いました岩手地方最低賃金審議会実地視察概要につきまして、非公開資料1として机上配付しております。本資料は個別企業の情報が記載されておりますので、委員限りの資料とさせていただいております。なお、視察の概要は、第1回岩手県最低賃金専門部会で御説明いたします。

また、資料12及び非公開資料2、3につきましては、関係労使参考人からの意

見書となっております。非公開資料 2、3につきましては、参考人の希望により非公開資料とさせていただいております。意見聴取は、第1回岩手県最低賃金専門部会で行いますので、よろしくお願ひいたします。

○齋藤会長

ただいまの事務局の説明に対して何か御発言ありましたらお願ひいたします。これについてはよろしいですね。

2 その他

○齋藤会長

次第の2「その他」に入ります。皆様から何かございますか。

(質問、意見等はなかった。)

特になければ、これで議事を終了します。